

平成23年 4月28日

問い合わせ先：国土交通省海事局
運航労務課安全衛生室
担 当：今井、多田
(内線 45-256,45-255 直通 5253-8652)

船員労働災害防止優良事業者（一般型1級及び2級）の募集について

1. 概要

国土交通省海事局運航労務課では毎年、船舶所有者などの関係者による船員の労働災害防止に向けた自主的な取組を促進させるため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価して、船舶所有者からの申請に基づき、一定の条件に該当する船舶所有者を船員労働災害防止優良事業者として認定しています。

5月1日より6月30日までの間、本年度の優良事業者の認定に係る募集を開始しますのでお知らせします。

2. 募集期間

平成23年5月1日から6月30日

3. 認定の条件

別紙「船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表」参照。

4. 認定申請方法

以下の書類を最寄りの地方運輸局等の窓口に提出すること。

①船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定申請書

②安全衛生チェックリスト

※認定申請書及び詳しい申請方法につきましては国土交通省ホームページにてご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh6.htm>

5. 現在の認定事業者

一般型1級 51社（外航2社、内航23社、旅客船16社、その他10社）

一般型2級 73社（内航36社、旅客船12社、漁船1社、その他24社）

6. その他

申請のあった事業者については、有識者、労使関係者を含めた「船員災害防止モデル事業検討委員会」において審査の上、認定する。